

店舗についての情報 ※1							
フリガナ							
店舗名							
店舗所在地	〒						
通常の営業時間 要請前の通常の営業時間を記載してください	月曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	火曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	水曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	木曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	金曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	土曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
	日曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日
協力日数(1) (下記の日数を集計して記入し、別紙①2/2との合計を、別紙②に記入してください)		20時まで 又は休業	日		認証店 21時まで	日	

以下の日付ごとに、該当欄へ○を入力してください。(※2)
(猶予期間を除き、いづれにも○がつかない日がある場合は、要請に応じていないので、協力金は全店舗支給対象外です)

認証店/非認証店		非認証店	あんしん みえリア認証店			
最長の営業時間(※3)		20時を超える	20時を越え21時までに終了		21時を超える	
時短営業の状況		20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時から21時まで通常営業(支給対象外)	20時までの時短かつ酒類提供なし(定休日・休業含む)	21時までの時短営業(酒類提供可)
まん延防止等重点措置適用期間(東紀州地域は1月31日)	東紀州地域以外は23日まで、東紀州地域は31日まで猶予期間	1月21日(金)				
	1月22日(土)					
	1月23日(日)					
	1月24日(月)					
	1月25日(火)					
	1月26日(水)					
	1月27日(木)					
	1月28日(金)					
	1月29日(土)					
	1月30日(日)					
	1月31日(月)					
	2月1日(火)					
	2月2日(水)					
	2月3日(木)					
	2月4日(金)					
2月5日(土)						
2月6日(日)						
2月7日(月)						
2月8日(火)						
2月9日(水)						
2月10日(木)						
2月11日(金)						
2月12日(土)						
2月13日(日)						
日数合計(○の数)						

※1) 複数の対象店舗を有する場合は、この様式をコピーして各店舗分を作成してください。

※2) 要請中の営業時間を記載してください。20時以降持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)のみとした場合は、その部分の営業時間を除外して記載してください。

※3) 「店舗についての情報」に記載した、最も遅くまで営業している曜日の時間を、最長の営業時間とします。(曜日ごとに判断せず、最も遅い曜日の時間で統一してください)

店舗についての情報 ※1					
フリガナ					
店舗名					
協力日数(2) (下記の日数を集計して記入し、別紙①1/2との合計を、別紙②に記入してください)		20時まで 又は休業	日	認証店 21時まで	日

以下の日付ごとに、該当欄へ○を入力してください。(※2)
 (猶予期間を除き、いづれにも○がつかない日がある場合は、要請に応じていないので、協力金は全店舗支給対象外です)

認証店/非認証店		非認証店	あんしん みえリア認証店			
最長の営業時間(※3)		20時を越える	20時を越え21時までに終了		21時を越える	
時短営業の状況		20時までの時短 かつ酒類なし (定休日・休業 含む)	20時までの時短 かつ酒類なし (定休日・休業 含む)	20時から21 時まで通常 営業(支給 対象外)	20時までの時短かつ酒 類提供なし(定休日・ 休業含む)	21時までの時 短営業(酒類 提供可)
まん延防止等重点措置適用期間	全地域共通	2月14日(月)				
		2月15日(火)				
		2月16日(水)				
		2月17日(木)				
		2月18日(金)				
		2月19日(土)				
		2月20日(日)				
		2月21日(月)				
		2月22日(火)				
		2月23日(水)				
		2月24日(木)				
		2月25日(金)				
		2月26日(土)				
		2月27日(日)				
		2月28日(月)				
		3月1日(火)				
		3月2日(水)				
		3月3日(木)				
		3月4日(金)				
3月5日(土)						
3月6日(日)						
日数合計(○の数)						

※1) 複数の対象店舗を有する場合は、この様式をコピーして各店舗分を作成してください。

※2) 要請中の営業時間を記載してください。20時以降持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)のみとした場合は、その部分の営業時間を除外して記載してください。

※3) 「店舗についての情報」に記載した、最も遅くまで営業している曜日の時間を、最長の営業時間とします。(曜日ごとに判断せず、最も遅い曜日の時間で統一してください)

【新規開業特例（1年未満）】
【売上高方式】

店舗名

- 店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を、支給申請書兼請求書（第1号様式）に転記してください。
- 記入いただく「売上高」は、全て**税抜**です。また、**店内**での飲食品の提供以外は除きます（※）。
※持ち帰り（テイクアウト）、宅配（デリバリー）、指名料・同伴料、等は×

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【まん延防止等重点措置期間（1/21～3/6）】※東紀州地域は1/31～3/6

以下の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。

開業日は、令和3年1月2日以降で、かつ令和4年1月20日以前（東紀州地域は令和4年1月30日以前）ですか？											
はい	いいえ										
中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）ですか？ ※要件は、申請受付要項をご覧ください。	通常の売上高方式・売上高減少額方式、又は「新規開業特例（要請期間中の開業）」をご利用ください。										
はい	いいえ										
開業日から令和4年1月20日（東紀州地域は同年1月30日）までの売上高は、1日あたり75,000円を越えますか？	新規開業特例・売上高減少額方式をご検討ください （この方式はお使いになれません！）										
はい	いいえ（下限額になります） ※売上台帳の提出も 省略 できます										
開業日から令和4年1月20日（東紀州地域は同年1月30日）と要請期間中の売上高減少額が、1日当たり25万円を超えている場合は、売上高減少額方式もご検討ください。 （協力金支給額が高くなる可能性があります）	<table border="1"> <tr> <td>25,000円 ×</td> <td>21時まで・酒ありの協力日数合計</td> <td>=</td> <td>小計⑦</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>30,000円 ×</td> <td>20時まで、かつ酒なしの協力日数合計（※）</td> <td>=</td> <td>小計⑧</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※「20時までの時短」と「酒なし」の両方が必須です。 ※定休日・休業日は「20時まで、かつ酒なし」に入れてください</p>	25,000円 ×	21時まで・酒ありの協力日数合計	=	小計⑦	円	30,000円 ×	20時まで、かつ酒なしの協力日数合計（※）	=	小計⑧	円
25,000円 ×	21時まで・酒ありの協力日数合計	=	小計⑦	円							
30,000円 ×	20時まで、かつ酒なしの協力日数合計（※）	=	小計⑧	円							

当該店舗の支給額
(⑦+⑧)

該当する売上台帳等（提出必須）をご準備の上、以下を記入して支給額を確定してください。※売上高等は全て**税抜き**で記入

① 開業日	東紀州地域ですか？ はい / いいえ	② 要請期間の前日
③ ①開業日～②要請期間前日までの売上高	④ ①開業日～②要請期間前日までの日数	④ 算定基準となる1日当たり売上高 (1円未満切り上げ)

当初地域（東紀州地域以外）⇒令和4年1月20日
東紀州地域⇒令和4年1月30日

【21時まで・酒ありの協力金額計算】

④ × 0.3 =	売上高の3割 千円未満切り上げ	協力金の日額 ※1 (下限25,000円、上限75,000円)	×	協力日数合計	=	小計⑤
-----------	--------------------	------------------------------------	---	--------	---	-----

【20時まで、かつ酒なしの協力金額計算】

④ × 0.4 =	売上高の4割 千円未満切り上げ	協力金の日額 ※2 (下限30,000円、上限100,000円)	×	協力日数合計（※）	=	小計⑥
-----------	--------------------	-------------------------------------	---	-----------	---	-----

※「20時までの時短」と「酒なし」の両方が必須です
※定休日・休業日は「20時まで、かつ酒なし」に入れてください

- ※1 売上高の3割を基に、下限は2万5千円、上限7万5千円
- ※2 売上高の4割を基に、下限は3万円、上限10万円

⑤ + ⑥ = 当該店舗の支給額